

## 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

### 補助対象となる経費

令和8年4月1日以降に購入したヘルメット購入費  
※令和8年度中に注文から支払いが完了しているもの

### 補助対象者

※購入日及び補助金交付申請をする日において市内に住所を有し、  
下記①又は②を満たす方で③～⑤も満たす方

- ① 満7歳～満18歳になる方  
(平成20(2008)年4月2日以降、令和2(2020)年4月1日以前に生まれた方)
- ② 65歳以上となる方(昭和37年4月1日以前に生まれた方)
- ③ 過去に同補助金(他市町村の同補助金を含む)の交付を受けていない方
- ④ 暴力団員ではない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない方
- ⑤ 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない方

### 申請者

- ① 満7歳～満18歳になる方は**原則保護者**が申請者
- ② 満65歳以上の方は本人が申請者

### 補助対象のヘルメット ※①②の要件を満たすもの

- ① 自転車乗車用に製造された新品  
※未使用品を含む中古品、個人間売買やフリーマーケット等での購入は対象外
- ② 次の安全基準マークのいずれかが付されているもの

- (1) SGマーク
- (2) JCFマーク
- (3) CEマーク(EN1078に限る)
- (4) GSマーク
- (5) CPSCマーク

マークデザイン例



### 補助金額

ヘルメット購入費の1/2(上限2,000円、100円未満切捨て)  
※補助対象者1人につき1個(回)限り  
※購入時のポイント利用や値引き、送料等は補助対象外

### 申請期限

令和9年3月31日(水)まで  
※窓口での受付期限は上記期日の16:00までとなります。  
※郵送の場合は令和9年3月31日必着です。  
※予算上限に達し次第、受付終了となります。



消せるボールペン、鉛筆等の消えやすい筆記用具で記入された書類  
及び修正液等が使用された書類は受付できません。

(裏面あり)

# 補助金の申請から交付までの流れ

## 1 ヘルメットを購入します

※新品かつ安全基準マークが付されているものか確認してください。



## 2 申請準備をします ※以下の①②をご準備ください。

- ① 領収書又はレシート等 ※以下の全ての事項が記載されているもの
    - ・申請者又はヘルメット使用者の氏名（レシート等宛名欄がない場合は余白に記載）
    - ・領収日
    - ・領収金額（購入単価がわかるもの）
    - ・購入相手方（販売店の名称等）
    - ・購入品名（「ヘルメット代」等ヘルメット購入経費であることがわかるもの）
  - ② 安全基準の認証等を受けていることを証明するもの
    - ・認証マークが入った現物の写真、取扱説明書の写し等
- ※様式第1号を使用して（紙で）申請する場合は、窓口での現物提示でも可

## 3 申請をします（紙または補助金専用申請システム）

### 紙で申請

申請書兼実績報告書（様式1号）に必要事項を記載し  
防犯交通安全課へ提出または郵送

\*\*\*申請書はこちらで入手\*\*\*

- ・市役所（防犯交通安全課窓口）
- ・支所
- ・市内自転車販売店
- ・市ホームページからダウンロード

### 電子申請

補助金専用申請システムで必要事項を入力・添付

\*\*\*現在準備中\*\*\*

利用開始は市ホームページでお知らせします（6月開始予定）

または

市ホームページ  
QRコード



## 4 補助金交付決定兼額確定通知書が送付されます（申請の翌月までに）

※申請内容を審査後、紙で申請された方には補助金交付決定兼額確定通知書を郵送します。  
電子申請で申請された方にはメールで送付します。

## 5 補助金が指定口座に振り込まれます（申請の翌々月までに）

## お問い合わせ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 市民安全部 防犯交通安全課 交通安全係 TEL 0564-23-6340

窓口対応時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（年末年始、祝日を除く）

※令和8年7月1日から窓口及び電話対応時間が9：00～16：00となります。